

国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(級別標準職務表)</p> <p>第3条 給与規程第5条第2項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1(給与規程附則第6項、第9項又は第10項の規定の適用を受ける教職員にあつては、別表第1の2)に定める級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</p> <p>(級別資格基準表)</p> <p>第4条 教職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この細則において別に定める場合を除き、別表第2に定める級別資格基準表(以下「級別資格基準表」という。)に定めるとおりとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(新たに教職員となった者の号俸)</p> <p>第11条 新たに教職員となった者の号俸は、前条の規定により決定された職務の級の号俸が別表第6に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級の号俸が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第20条第1項又は第21条の2第1項の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p>別表第1 別表第1の2 別表第2 別表第3～別表第5 別表第6 別表第7～別表第9</p>	<p>(級別標準職務表)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>(級別資格基準表)</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>(新たに教職員となった者の号俸)</p> <p>第11条 (同 左)</p> <p>2～3</p> <p>附 則 (令和8年3月総長裁定) この細則は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1 (別 添) 別表第1の2 (同 左) 別表第2 (別 添) 別表第3～別表第5 (同 左) 別表第6 (別 添) 別表第7～別表第9 (同 左)</p>

別表第1 級別標準職務表（第3条関係）

- 一般職俸給表（一） 級別標準職務表
  - 一般職俸給表（二） 級別標準職務表
  - 専門業務職俸給表 級別標準職務表
  - 教育職俸給表 級別標準職務表
  - 医療職俸給表（一） 級別標準職務表
  - 医療職俸給表（二） 級別標準職務表
  - 指定職標準職務表
  - 専門職俸給表（一） 級別標準職務表
- （略）

職務の級	標準的な職務
1級	リサーチ・アドミニストレーター又はイノベーションプロデューサーの職務
2級	1 主任リサーチ・アドミニストレーターの職務 2 高度の知識又は経験を必要とするリサーチ・アドミニストレーター又はイノベーションプロデューサーの職務
3級	1 上席リサーチ・アドミニストレーターの職務 2 困難な業務を処理する主任リサーチ・アドミニストレーターの職務 3 主任イノベーションプロデューサーの職務
4級	1 困難な業務を処理する上席リサーチ・アドミニストレーターの職務 2 困難な業務を処理する主任イノベーションプロデューサーの職務
5級	1 首席リサーチ・アドミニストレーターの職務 2 上席イノベーションプロデューサーの職務

専門職俸給表（二） 級別標準職務表 （略）

別表第2 級別資格基準表（第4条関係）

- 一般職俸給表（一） 級別資格基準表
  - 一般職俸給表（二） 級別資格基準表
  - 専門業務職俸給表 級別資格基準表
  - 教育職俸給表 級別資格基準表
  - 医療職俸給表（一） 級別資格基準表
  - 医療職俸給表（二） 級別資格基準表
  - 専門職俸給表（一） 級別資格基準表
- （略）

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
首席リサーチ・ アドミニスト レーター	大学卒				0	20
上席リサーチ・ アドミニスト レーター	大学卒			0	15	5
主任リサーチ・ アドミニスト レーター	大学卒		0	10		5
リサーチ・アド ミニストレー ター	大学卒	0	5			
上席イノベ ションプロデ	大学卒			0	9	3 16

ユーザー						
主任イノベーションプロデューサー	大学卒			6	3	
イノベーションプロデューサー		0	6	9		
イノベーションプロデューサー	大学卒		2			
		0	2			

専門職俸給表（二） 級別資格基準表 （略）

別表第6 初任給基準表（第11条関係）

- 一般職俸給表（一） 初任給基準表
  - 一般職俸給表（二） 初任給基準表
  - 専門業務職俸給表 初任給基準表
  - 教育職俸給表 初任給基準表
  - 医療職俸給表（一） 初任給基準表
  - 医療職俸給表（二） 初任給基準表
  - 専門職俸給表（一） 初任給基準表
- } (略)

職種	学歴免許等	初任給
リサーチ・アドミニストレーター	博士課程修了（大学6 卒後相当）	2級 37号俸
イノベーションプロデューサー	博士課程修了	2級 31号俸
	修士課程修了 大学6 卒	2級 13号俸
	専門職学位課程修了	
	大学卒	1級 13号俸

専門職俸給表（二） 初任給基準表 （略）